



平成 26 年 6 月 19 日

各 位

会社名 三井不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 菰田正信
(コード番号 8801 東証第1部)
問合せ先 広報部長 徳田 誠
(TEL. 03-3246-3155)

発行新株式数の確定に関するお知らせ

平成 26 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行に関し、海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

海外引受会社の権利の行使により発行される株式数 4,300,000 株

<ご参考>

1. 公募による新株式発行の募集株式の種類および数

下記①ないし③の合計による当社普通株式 100,000,000 株

①国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 67,000,000 株

②海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 28,700,000 株

③海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式 4,300,000 株

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 881,424,727 株

公募増資による増加株式数 100,000,000 株

公募増資後の発行済株式総数 981,424,727 株

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）により、10,000,000 株を上限として、平成 26 年 7 月 22 日に、当社普通株式が追加で発行されることがあります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

3. 今回の調達資金の使途

国内一般募集、海外募集および本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 328,978,600,000 円について、平成 27 年（2015 年）3 月末までに、日本橋・八重洲エリア、日比谷エリアおよび飯田橋グラン・ブルーム等をはじめとするオフィス・商業施設ほかを含む複合開発等および（仮称）ららぽーと富士見を含む全国の商業施設、ならびに物流施設、賃貸マンションおよびホテル・リゾート施設等の平成 27 年（2015 年）3 月期の設備資金計画 376,063 百万円の一部に充当する予定であります。

詳細につきましては、平成 26 年 5 月 27 日に公表いたしました「新株式発行および株式売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。